

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第4号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
	円		円
市長	<u>991,000</u>	市長	<u>989,000</u>
副市長	<u>814,000</u>	副市長	<u>812,000</u>
教育長	<u>724,000</u>	教育長	<u>722,000</u>
<省略>		<省略>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。